

短時間労働者への適用拡大に伴う厚生年金受給者への影響について

- 1 短時間労働者へ適用を拡大した場合、これまで厚生年金保険制度の適用がなかったために、在職老齢年金制度における年金額調整の対象とならなかった年金受給者にも、新たな影響を及ぼすこととなる（年金支給額の減少、保険料の負担）。（別紙参照）

(注1) 60歳前半層の者に係る就業の状況等（平成12年度）

- ① 現在、被用者年金が適用されていない雇用者は約99万人程度存在。
- ② この中には、「4分の3基準」未達の短時間勤務であることや任意適用事業所に雇用される者であるために、在職老齢年金制度の適用を受けることなく、年金給付を受ける者が相当程度含まれると見込まれる。
- ③ 在職老齢年金の実際の受給者は、約65万人程度。

(注2) 高齢者における短時間労働等の状況

「H12 高齢者就業実態調査」によれば、60-64歳の雇用者に占める「短時間勤務者」（1日の労働時間又は勤務日数が短い）の割合は、男性26.5%、女性53.1%。

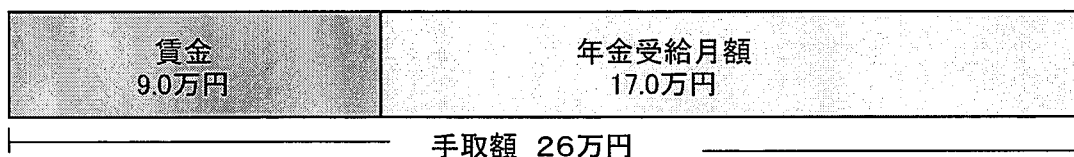
- 2 かりに、適用基準を「週所定労働時間20時間以上、年収65万円以上」とした場合にも、賃金額が比較的低い者の場合は、年金額と賃金額の組合せによっては、「賃金収入を大幅に低下させて厚生年金保険の適用を免れる方が、手取り収入額が多くなるケース」が生じ得る。（別紙参照）
- 3 こうしたケースに該当する者については、新たな適用基準の導入に際して、厚生年金保険の適用を回避するための調整行動を取る動機があるが、実際の行動としてどの程度生じ得るか。
- 4 60歳前半層における就労形態の多様化等に対応し、就労に中立的な年金制度としていく上で、短時間労働者への適用拡大に伴う上記のような影響について、どのように考えるべきか。
また、60歳台前半層の在職老齢年金制度のあり方を検討する上で、どのような整理が考えられるか。

賃金収入を低下させてでも、厚生年金の適用を免れた方が有利となる例

1. 現行

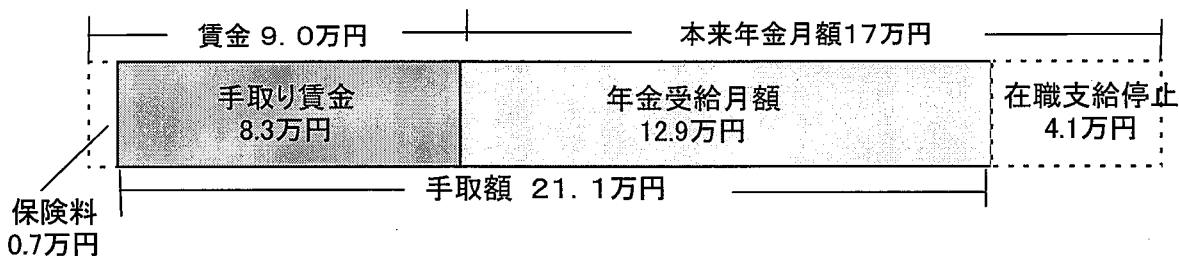
現在の厚生年金の適用基準では、下記の就労時間の場合、厚生年金の被保険者とはならないので、特別支給の老齢厚生年金は全額支給されることとなる。

(週25時間就労 時給900円(月9万円) 年金額月17万円)



2. 適用拡大後

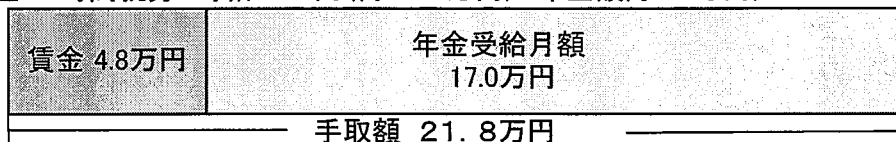
(1) 厚生年金の適用基準が拡大された場合、上記の1の就労時間で働いた場合には、厚生年金の被保険者となるため、保険料の負担が生じることとなり、特別支給の老齢厚生年金については在職支給停止が行われることとなる。



6

(2) 厚生年金の適用基準が拡大された場合、年金月額と賃金額の組み合わせ方によっては、就労時間と時給を調整し、賃金収入を下げて、厚生年金の適用を逃れた方が手取額が多くなるケースがある。具体的には以下のケース。

(週17時間就労 時給700円(月4.8万円) 年金額月17万円)



在職老齢年金制度

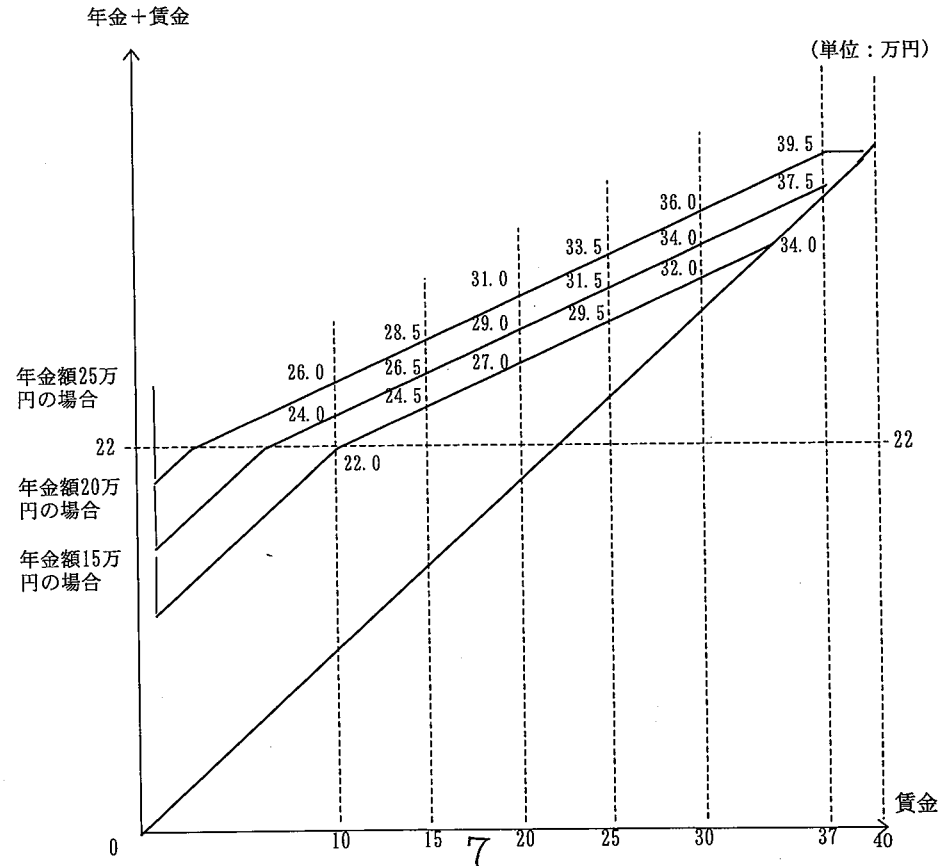
1. 制度の趣旨

在職しつつ老齢年金を受給する60歳台の高齢者に関して、高齢者の生活水準や保険料を負担している現役世代とのバランス等を考慮して、賃金の額に応じて年金額の一部又は全額を支給停止する仕組み。

2. 60歳台前半の在職老齢年金制度

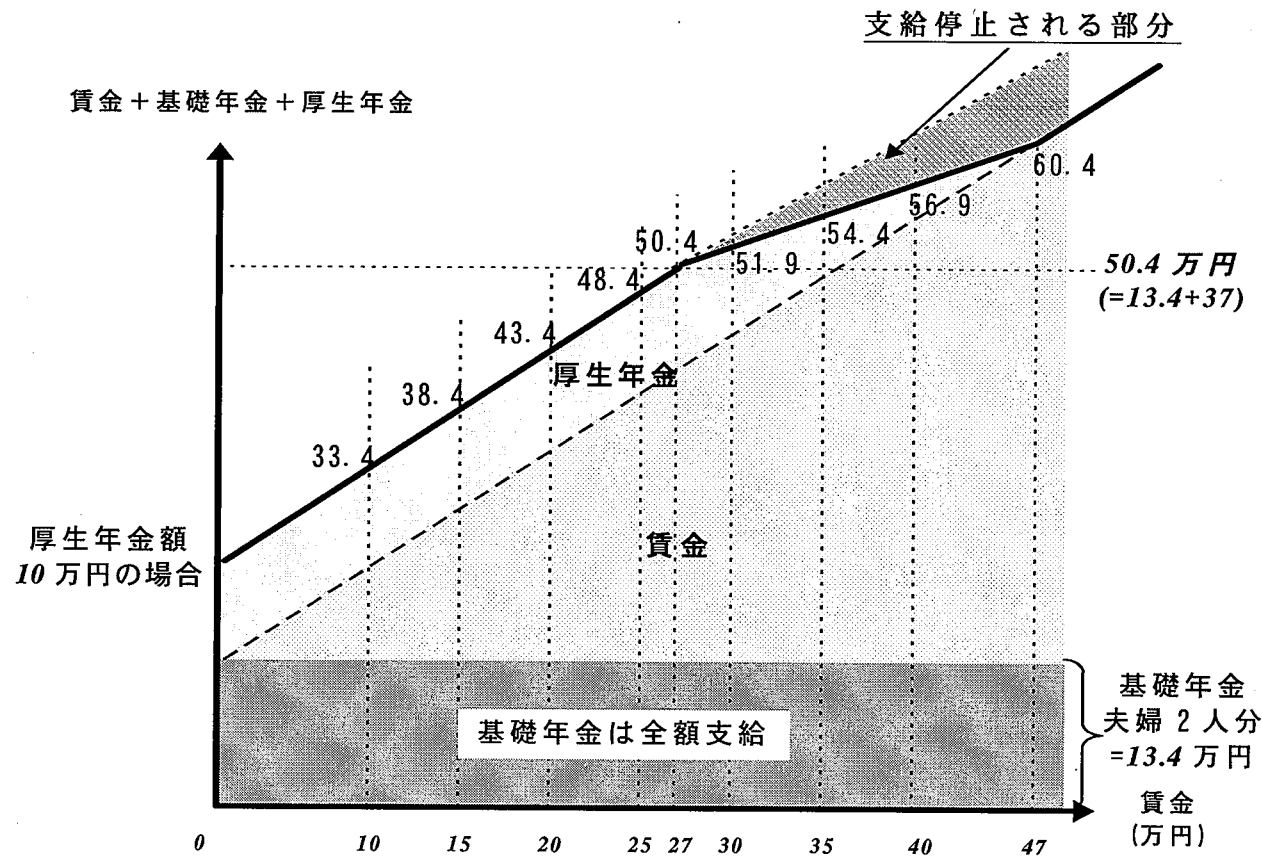
○賃金(標準報酬)の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加する仕組み。

- ・在職中は、2割の年金を停止するが、賃金と年金(8割支給)の合計額が22万円に達するまでは、賃金と年金は併給する。
- ・これを上回る賃金がある場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が37万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

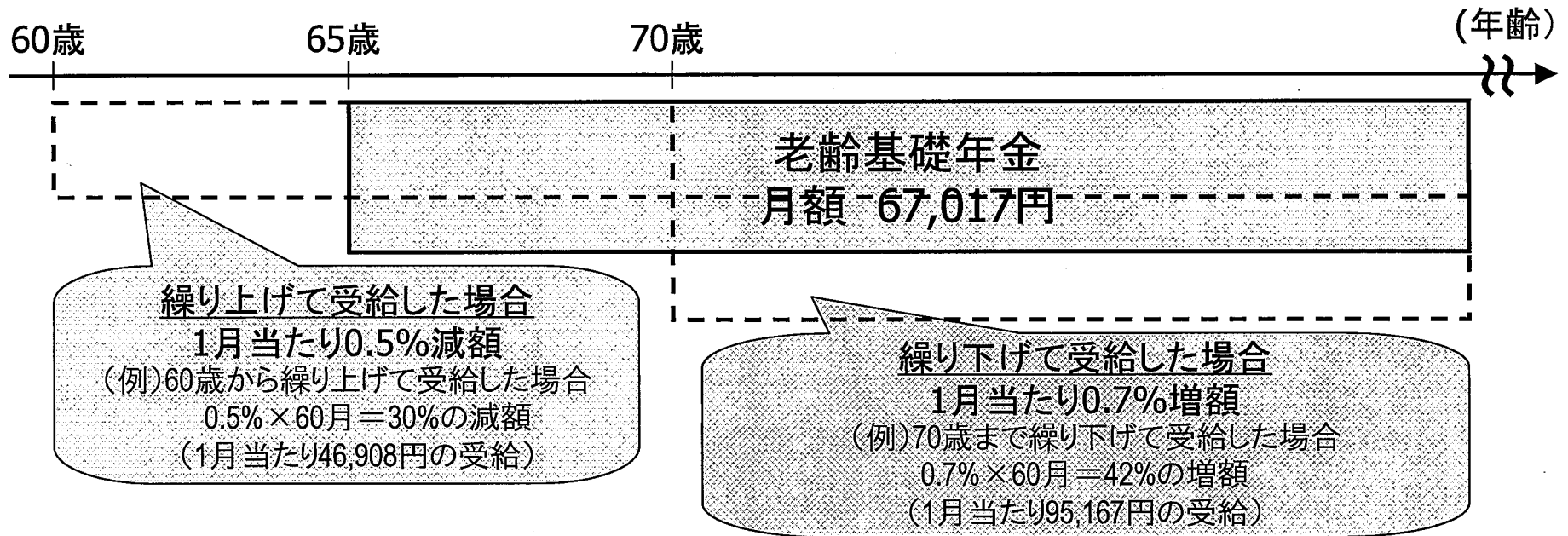


3. 60歳台後半の在職老齢年金制度（平成12年改正で導入。平成14年4月1日施行）

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金と厚生年金（報酬比例部分）の合計額が37万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- これを上回る場合には、賃金の増加2に年金額1を停止する。



○老齢年金の繰上げ、繰下げの仕組み(昭和16年4月2日以後生まれの者)



○減額率、増額率

【昭和16年4月1日以前生まれの者】

繰上げ請求時の年齢	減額率	繰下げ申出日までの年数	増額率
60歳	42%	1年超2年以内(66歳)	12%
61歳	35%	2年超3年以内(67歳)	26%
62歳	28%	3年超4年以内(68歳)	43%
63歳	20%	4年超5年以内(69歳)	64%
64歳	11%	5年超(70歳以上)	88%

【昭和16年4月2日以後生まれの者】

繰上げ請求時の年齢	減額率	繰下げ申出月の前月までの月数	増額率
60歳0ヶ月	30%	12ヶ月(66歳)	8.4%
61歳0ヶ月	24%	24ヶ月(67歳)	16.8%
62歳0ヶ月	18%	36ヶ月(68歳)	25.2%
63歳0ヶ月	12%	48ヶ月(69歳)	33.6%
64歳0ヶ月	6%	60ヶ月(70歳以上)	42.0%

減額率=0.5%×繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数

増額率=0.7%×受給権を取得した月から繰下げ申出月の前月までの月数(60ヶ月が上限)

老齢基礎年金受給権者(新規裁定者)の繰上げ、繰下げの状況

	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	受給権者数	比率	受給権者数	比率	受給権者数	比率	受給権者数	比率	受給権者数	比率
65歳受給	285,252	64.6%	316,621	65.6%	292,423	66.2%	289,863	70.0%	297,739	74.5%
繰上げ	151,041	34.2%	159,505	33.0%	142,869	32.3%	117,463	28.4%	95,232	23.8%
繰下げ	5,047	1.1%	6,820	1.4%	6,749	1.5%	6,524	1.6%	6,907	1.7%
計	441,340	100.0%	482,946	100.0%	442,041	100.0%	413,850	100.0%	399,878	100.0%

(出典:「事業年報」社会保険庁)

(注1)上記の受給権者には、老齢厚生年金等の受給権を持っている基礎年金受給権者は含まない。

(注2)上記の受給権者には「昭和16年4月2日以後生まれの者」は含まない。